

## 特記仕様書

1. 総 則 この特記仕様書は、市川駅行政サービスセンターが購入する旅券電子申請システム用機器について必要な事項を定めることを目的とする。
2. 件 名 旅券電子申請システム用機器の購入
3. 品名及び数量  
 ノートパソコン 4台  
 プリンタ 2台  
 詳細は、「7. 製品仕様」に定めるとおり。
4. 納入期限 令和6年5月17日（金）
5. 納入場所 市川市南八幡4丁目2番5号 いちかわ情報プラザ
6. 担当課 市川市 情報管理部 情報管理課  
 市川市 市民部 市川駅行政サービスセンター

7. 製品仕様  
 (1) PC

項	品 名		仕 様	数量
1	本体	形状	ノートパソコン	4
		OS	Windows 11 Pro(Windows 10 Proダウングレード版)	
		CPU	CPUはインテル® Core™ i5第11世代以降の相当品以上とする。また、コア数は4以上とする。	
		主記憶	8GB以上であること。	
		表示装置	LEDバックライト付き画面サイズ13.3～15.6型ワイド、解像度（1920×1080）以上、表示色1,677万色以上であること。 外部出力用にHDMI出力端子を備えていること。	
		補助記憶装置	128GB以上の装置とし、PCに内蔵すること。	
		入力装置	日本語キーボード（JIS準拠）を装備していること。 テンキー付き。	
		ネットワーク	有線LAN及び無線LANに対応すること。 有線LANは、PC本体にポートを搭載または外付ケーブルで接続可能なものとし、1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-Tを備えていること。 無線LANは、アダプターをPC本体に内蔵し、IEEE802.11a/b/g/n/acに対応すること。 外付けケーブルが必要な場合は外付けケーブルを付属させること	
		USB	USB3.0以上のType-Aを2つ以上備えていること。	
電源関連	バッテリーの駆動時間が2時間以上のものであること。			

		マウス	USB接続のスクロール機能付光学またはレーザーマウスを添付すること。	
2	付属品	リカバリディスク	再セットアップディスクを全体で1個添付すること。	1
3	保守		機器製造会社等が提供するメンテナンスサービスパッケージ（延長保証サービスパッケージ）による保守契約を基本とする。 【保守条件】5年間の出張修理（当日15時までに受付し、修理が必要と判断された場合、やむを得ない場合を除き当日対応）による保守とする。 【修理受付】月曜日～金曜日（祝日及び12/29～1/3は除く） 9：00～17：00	4
4	その他		装置の接続に必要なケーブル等を添付すること。	4

(2) PC用ソフトウェア

項	品名	メーカー	数量
1	Office Personal 2021 又は Office Professional 2021	Microsoft	4

- 1) ソフトウェアは、日本語対応版が存在するものは、全て日本語対応版とする。
- 2) ソフトウェアは、ライセンス契約を基本とすること。
- 3) ソフトウェアは、官公庁向けの契約があれば、官公庁向けを優先すること。
- 4) ライセンス証書のあるソフトウェアは、名義を市川市として納品し、ライセンス証書を1部提出すること。

(3) プリンタ

項	品名	仕様	数量	
1	本体	タイプ	モノクロLEDプリンタ	2
		解像度	1200×1200dpi	
		液晶モニタ	搭載されているものであること。	
		最大用紙サイズ	A 4	
		接続インターフェース	USB2.0/有線LAN	
		印刷機能	ネットワーク印刷、自動両面印刷	
		サイズ	幅600×高さ400×奥行450mm以下のものであること。	
		給紙カセット数	2ヶ以上	
2	保守	機器製造会社等が提供するメンテナンスサービスパッケージ（延長保証サービスパッケージ）による保守契約を基本とする。 【保守条件】5年間の出張修理（当日15時までに受付し、修理が必要と判断された場合、やむを得ない場合を除き当日対応）による保守とする。	2	

		【修理受付】月曜日～金曜日（祝日及び 12/29～1/3は除く） 9：00～17：00	
--	--	--	--

#### 8. 納入について

- (1) 契約額には、搬入等に係る経費を含めること。
- (2) 納入に際しては、担当課の指示に従うこと。
- (3) 納入する製品については、傷・汚れ、その他外観を損ねるものであってはならない。
- (4) 納入に際しては、担当課職員及び情報管理課職員の検収を受けるものとする。
- (5) 製造会社による不都合箇所が発生した場合は、無償で取り替えるものとする。

#### 9. 環境への配慮

納入するハードウェア等について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の適用となる物品については、グリーン購入法適合品であること。グリーン購入法以外の環境関連基準を満たす機種を選定する場合は、入札における事前質問において本市の了承を得ること。

#### 10. その他

- (1) その他不明な点は、担当課担当者へ連絡し、指示を受けること。
- (2) 暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
- (3) この特記仕様書に定めのない事項については、物品供給契約書（物品供給契約約款を含む）に定めるとおりとする。